平成３０年１０月

**【機器代無料といわれ結んだ通信契約】**

**【相談】**

２カ月前、旅行中にショッピングセンターを歩いていたら呼び止められ、「Ｗｉ｜Ｆｉルーターとタブレットが今なら無料」と言われ、連れて行かれたコーナーにある机で通信契約をした。しかし、説明とは違い、つながりにくいので解約を申し出たところ、端末の残代金約１０万円、解約料１万円を請求された。払わないといけないのだろうか。

**【アドバイス】**

相談者は、「今はキャンペーン中なので、特別にルーターとタブレットを無料で提供している」と言われたので契約したとのことです。

契約書を確認すると、通信料月額約４千円、商品代金として月額２８００円（ルーター代約６万円、タブレット機器代約４万円が３年間の分割払い）とあり、通信料に割引があるため、合わせて月額約６千円を払う契約になっていました。

２カ月以上経過していることもあり、通常このような契約を解約する場合は、ルーターとタブレットの残代金と、解約料を払うことになります。ただ相談者は「商品代金が無料と言われていたので契約した。有料なら契約しなかった」と事実と違う説明を、信じて契約したと強く主張しています。

消費者契約法では重要事項について不実告知（事実と違う説明）があり、誤認して契約した場合は契約の取り消しを主張できます。その旨を文書で通知し、センターからも交渉した結果、今回の契約は取り消しができ、支払った分割代金は返金され、解約料なしで解決ができました。

「無料」と言われても、即日の契約は避け、契約内容をよく確認しましょう。

　なお、呼び止められ勧誘された契約は訪問販売にあたるとの判断から、８日以内であれば、クーリングオフができる場合があります。

　…………………………

消費者ホットライン＝電話１８８（泣き寝入りはいやや！）

お近くの消費生活センターなどにつながります。